

◆ 広域入所保護者負担金軽減補助金

熊野市外の保育所に通う3歳児以上の保育料の一部を補助します。

■ 補助を受けられる方

熊野市で支給認定を受けていて、市外の保育所に通う3歳児以上の児童の保護者。

■ 補助金額

保育料の2分の1の額（10円未満の端数は切り捨て）

■ 補助申請

月ごとに申請書を提出してください。

※ 育生町にお住まいの方が北山保育所に通う場合、紀和町上川地区にお住まいの方が三津ノ保育所に通う場合は、市内の保育所と同様に無料となりますので、この補助金の対象外です。

熊野市福祉事務所 児童福祉係
TEL0597-89-4111（内線 162,163）